

# 平成30年度「水質検査計画」

## 目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の原水及び、浄水の水質状況と管理上の留意点
4. 検査地点
5. 検査項目と検査頻度
6. 水質検査方法
7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法
8. 臨時の水質検査
9. 関係機関との連携

水質基準項目の説明

「別紙1」 配水系統と検査地点

「別紙2」 水質検査項目一覧表

「別紙3」 平成24～28年度水質検査結果表

**大室水道事業**

伊豆総合産業株式会社

## 1. 基本方針

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、清浄で安全な水として供給できるようにするために必要不可欠なものです。健康的かつ文化的な生活を営む上で欠くことのできない水道水の安全性を保障するものでもあります。

大室水道事業では、水質検査の適正化と衛生的で良質な水の供給を目指し、原水および浄水の状況を踏まえて水道法に基づき水質検査計画を策定しました。

### ① 検査地点

水質基準が適用される給水栓(蛇口)及び水源とします。

### ② 検査項目

「別紙2」の一覧表にある水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等とします。

### ③ 検査頻度

給水栓では、水道法に基づき、色・濁り・残留塩素の検査(水道法施行規則第15条第1項第1号)については、1日1回行います。

また、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物・味・臭気・及び濁度等の検査(水道法施行規則第15条第1項第1号)については、月1回行います。

その他の項目の検査については、「別紙2」の水質検査項目一覧表に掲げる検査頻度により行います。

## 2. 水道事業の概要

水源は天城山系の地下水を水源とし、高室水源(φ300×150m)・湖南水源(φ200×120m)及び池第1~3水源(φ300×80m)の深井戸に設置した取水ポンプにより揚水し、沈砂池を通った水を送水ポンプにより配水池で混合、ここで塩素消毒を行い、自然流下方式により各家庭へ給水します。

### ① 給水状況

- ・普及率・・・・・・・・・・ 100%
- ・給水戸数・・・・・・・・・・ 3,039戸
- ・計画1日最大給水量・・・・ 5,250立方メートル
- ・1日最大給水量・・・・・・ 4,212立方メートル
- ・1日平均給水量・・・・・・ 2,655立方メートル

※計画1日最大給水量以外の数値は平成28年度末の数値です。

## ② 浄水施設の概要

- ・水道名・・・・・・・・大室上水道
- ・水源・・・・・・・・高室・湖南・池第1・池第2・池第3水源地
- ・所在地・・・・・・・・伊東市富戸・伊東市池
- ・原水の種類・・・・・・・・地下水(天城山系)
- ・施設能力・・・・・・・・5,250立方メートル/日
- ・沈砂池・・・・・・・・20立方メートル
- ・浄水処理方式・・・・・・・・塩素滅菌のみ

## 3. 水道の原水及び、浄水の水質状況と管理上の留意点

大室上水道の原水はすべて深井戸であり、昭和37年より年1回の全項目水質検査(51項目)及び月1回の省略不可項目水質検査(9項目)において、水質基準を満たしており安全で良質な水であるといえます。また、細菌・生物検査を強化するため、従来の大腸菌及び一般細菌の検査に加え、嫌気性芽胞菌の検査をすべての水源で実施し、原水のより一層の安全の確保に努めます。

また、浄水方法は塩素滅菌のみであり、滅菌薬剤に次亜塩素酸ナトリウムを使用していますが、原水の水質が良好であるため添加量を少なくしています。

なお、高品質の次亜塩素酸ナトリウム薬剤を使用し、品質低下がないよう温度管理を含め備蓄保管にも留意しています。

## 4. 検査地点

### ① 給水栓(蛇口)

浄水省略不可項目のうち、毎月実施する検査の採水地点として1箇所を設定しました。

採水地点・・・・・・・・大室高原分譲地6丁目管末

### ② 水源(水源地内取水ポンプ)

安全で良質な水道水の供給には水源の水質が影響を与えるため、原水の検査地点は、各水源地内にある取水ポンプに付属する給水栓とし、そこから採水して検査試料とします。

## 5. 検査項目と検査頻度

### ① 検査項目(「別紙2」検査項目一覧表参照)

法令に基づく別紙検査表の水質基準項目(51項目)について水質検査を行います。

### ② 検査頻度(「別紙2」検査項目一覧表参照)

- a. 法令に基づく検査表の項目No.1、2、38、46～51の検査は毎月1回行います。
- b. 法令に基づく検査項目(上記aを除く)のうち、その濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回まで検査頻度を減ずることができますが、検査表の項目No.7、40の検査については、基準値の1/5以上であることから3ヶ月に1回行い、No.11の検査は、基準値の1/5以下であることから1年に1回行います。
- c. 法令に基づく色、濁り、残留塩素の検査は1日1回行います。
- d. 法令に基づく検査表の項目No.10、21～31の検査は3ヶ月に1回行います。

## 6. 水質検査方法(自社・委託の区分)

① 法令に基づく毎日の検査は自社で行います。

② 毎月検査、3ヶ月に1回実施する検査、及び1年に1回実施する検査については、厚生労働省登録検査機関に委託して実施します。

<委託検査機関>

株式会社 東洋検査センター

静岡県伊豆の国市田京151番地の6

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

平成30年度の水質検査計画、平成24～28年度水質検査結果(「別紙3」)は、伊豆総合産業株式会社管理センターにて公表し、配布しております。

## 8. 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に応じた浄水処理を行うことができず、給水栓から出た水で水質基準値を超えるおそれがある場合、必要に応じて臨時の水質検査を実施します。

- ① 原因不明の色や濁り、臭気の発生等、水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常が認められたとき。
- ③ 水道利用者で消化器系感染症が流行したとき。
- ④ 配水管の大規模な工事をしたとき。
- ⑤ その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

なお、臨時に実施する水質検査の項目については、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目とします。この検査は、水質異常の収束または改善が認められ、安全な水道水が再び供給できるようになるまで行います。

## 9. 関係機関との連携

### ① 検査の実施等について

水質検査計画に基づく検査の実施等については、受託検査機関である厚生労働省登録機関及び、静岡県東部健康福祉センターとの連携を図って実施します。

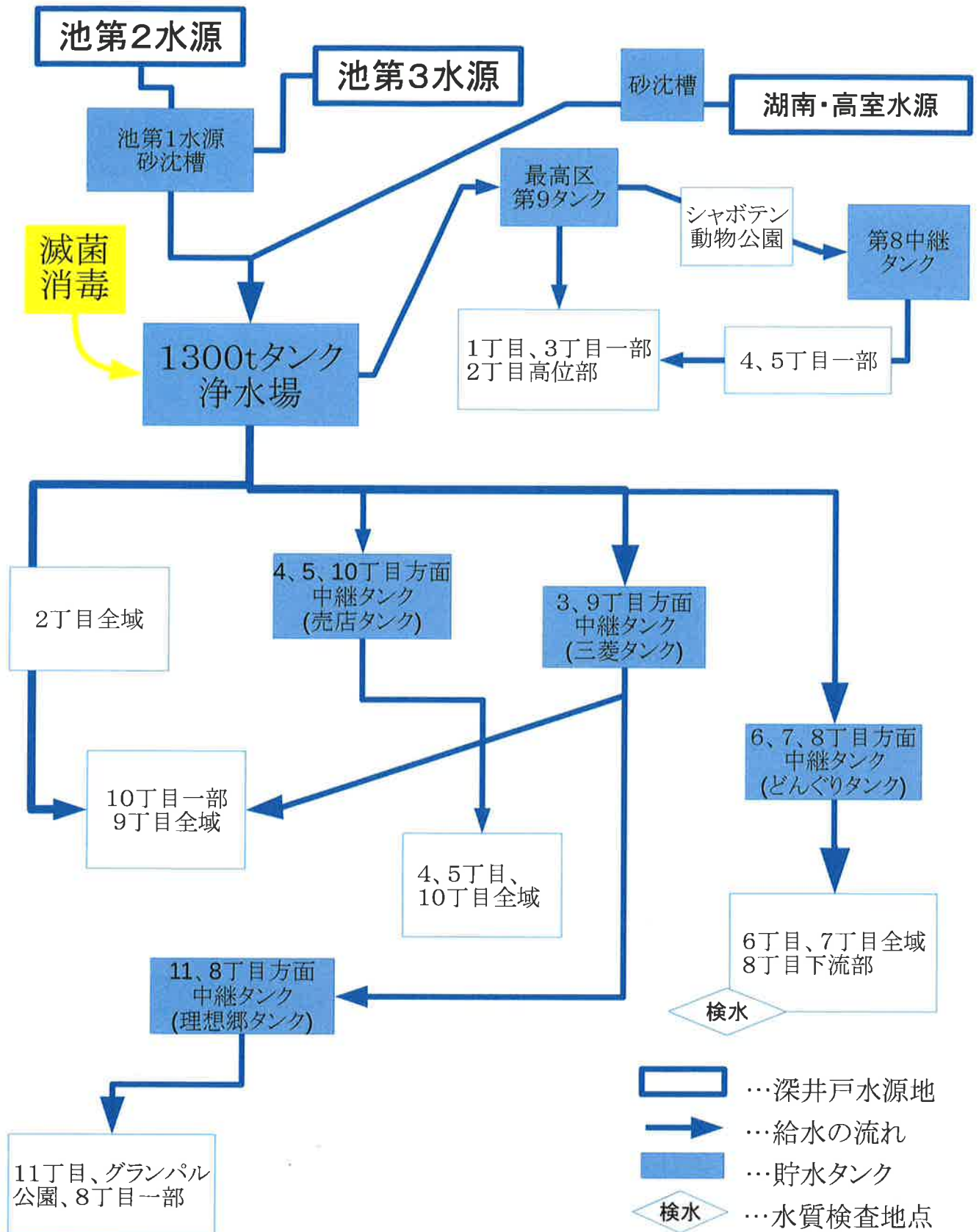
### ② 検査の結果及び、計画の見直し等について

水質検査委託機関より検査結果の報告があった際は、直ちにその結果を評価し不適な項目があった場合は改善に努める等適切に対処します。その際必要に応じて、保健所や委託検査機関等から指導や助言を受けながら行います。

また、年間の検査結果が判明した時点でそれらを総合的に判断し、必要に応じ計画の見直し等を行います。

### ③ 水質異常発生時について

水源や水源周辺において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、静岡県東部健康福祉センター等に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行います。



◊**検水**◊は毎月1回実施する浄水省略不可9項目検査の採水地点を示し、その他年1回実施する浄水の全項目(51項目)の検査、3ヶ月毎に1回実施する浄水省略不可項目の検査についても大室高原給水域管末にて採水する。  
 また、年1回実施する原水の全項目検査については各水源地井戸にて採水を行うものとする。

## 水質基準項目(51項目)の説明

項目	基準値	解説	区分
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	一般細菌として検出される細菌の多くは、病原菌との直接の関連はないが、汚染された水ほど多く検出される傾向があるので、水の汚染状況や飲料水の安全性の指標となっています。	病原生物の代替指標
2 大腸菌	検出されないこと	水系感染症の主な原因が温血動物の糞便を由来とすることから、糞便汚染を検知するための指標です。消化器系病原菌よりも水中の生存力が強く、大腸菌が検出されなければ病原菌はほとんど存在しないと考えられます。	
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	富山県の神通川流域に多発したイタイイタイ病は、鉱山排水中のカドミウムが主な原因とされ、昭和43年(1968)5月8日に公害病に認定されたのが有名です。カドミウムは充電式電池、露出計、ビニル安定剤などに多く使われています。	
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	温度計、気圧計などの計器類の他に、各種水銀化合物の原料として、幅広く使用されています。水銀による急性中毒は口内炎、下痢、腎障害、慢性中毒では貧血、白血球減少を起し、さらに手足の知覚喪失、精神異常となります。水俣病の原因は、工場排水中のメチル水銀を摂取した魚介類を食したためです。	無機物・重金属
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	光電池、整流器、複写機感光体などの電気材料、有機合成化学の触媒、色ガラス、顔料など、各種部門に幅広く使用されています。金属セレンは毒性は少ないのですが、化合物には猛毒のものが多いといわれています。粘膜に刺激を与え、胃腸障害、肺炎などの症状を起し、全身いれんから死に至ることがあります。	
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	軟らかく加工しやすい金属なので、昔から水道メータの前後など一部に水道管として使用されてきました。かつては、鉛は溶けにくいといわれていましたが、最近その溶出が問題視され、水道事業者ではステンレス管などに切り替えています。鉛は神経系の障害や、貧血、頭痛、食欲不振、鉛疝痛などの中毒症状を呈することで知られています。	
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	地質により、地下水で検出される場合があります。また、鉱山排水や工場排水などの混入によって水中に含まれることがあります。ヒ素の中でも可溶性無機ヒ素化合物を摂取すると急速に吸収され、肝臓、腎臓、消化管などに強く刺激を受けます。	
8 六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	自然水中にはほとんど存在しないが、工場廃水(メッキ、染料、皮革等)の混入による汚染が起こることがあります。クロムの中でも6価クロム塩を多量に摂取した場合、嘔吐、下痢、尿毒症などを引き起こします。	
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	硝酸性窒素を多量に含む水を摂取した場合、体内で亜硝酸塩へと変わり、亜硝酸塩は血液中でメトヘモグロビンを生成して呼吸酵素の働きを阻害しメトヘモグロビン血症を引き起こします。	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	シアンは水中にはほとんど含まれていないが、メッキ工場、選鉱精錬所、写真工業などの廃水の混入で検出されることがあります。水中のシアンは、シアン化物イオン、シアン化合物およびシアン錯化合物として存在しています。塩化シアンは、シアン化物イオンを塩素処理することにより生成されることから、消毒副生成物のひとつです。シアン化合物には強い毒性があります。	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	水中に含まれる硝酸イオン中の窒素と亜硝酸イオンの窒素の合計量です。窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水、下水等由来しています。硝酸性窒素を多量に含む水を摂取した場合、体内で亜硝酸塩へと変わり、亜硝酸塩は血液中でメトヘモグロビンを生成して、呼吸酵素の働きを阻害しメトヘモグロビン血症を引き起こします。	
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	水中のフッ素は、主として地質や工場排水の混入などによるものです。日本でも特に温泉地帯の地下水や河川水に多く含まれることがあります。フッ素を適量に含んだ水を飲用した場合にはむし歯の予防に効果があるといわれているのは有名ですが、多量に含まれていると斑状歯の原因となります。	
13 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	海水中には多く含まれています。また、火山地帯の地下水、温泉に含まれることがあり、金属表面処理剤、ガラス、エナメル工業などで使用されるので、工場排水から自然水に混入することがあります。	
14 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	主な用途はフロンガスの製造原料、薫蒸殺菌剤、金属洗浄用溶剤などです。その毒性はLD50(ラット、経口)2,800mg/kgで、高濃度曝露によって麻酔作用を起し、1回あるいは反復曝露によって肝腎障害を起します。	一般有機物
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	1,4-ジオキサンは、洗剤などの製品に不純物として含有しています。発がん性の高い物質です。	
16 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	塩素系溶剤の製造や金属の脱脂剤塗料等に使用されています。毒性はLD50(ラット、経口)770mg/kgで、高濃度曝露では麻酔作用のほかに肝腎障害を引き起こします。	
17 ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	殺虫剤、塗料、ニス、塗料剝離剤、食品加工中の脱脂処理および洗浄液などとして使われています。表流水中に排出されたジクロロメタンは大気中に揮散し数日から数週間分解しますが、地上に排出されたジクロロメタンは容易に地下水に移行し、長期間残留します。	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	主な用途はドライクリーニング溶剤、金属用脱脂剤などです。この物質は環境に放出されると、土壌中を移行して直ちに地下水に入るので地下水汚染物質の一つとなっています。地下水では、数カ月から数年間にわたって残留します。	
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	主な用途は金属の脱脂剤です。環境に放出されて地下水汚染を引き起こします。地下水中に長期間残留し、分解してジクロロエチレンや塩化ビニルになります。また、テトラクロロエチレンの分解によって生成することもあります。	
20 ベンゼン	0.01mg/L 以下	揮発性のある無色の液体で、芳香族特有の芳香があり、引火性があります。中枢神経障害を起すことがあり、発がん性があります。	
21 塩素酸	0.6mg/L 以下	塩素酸は、消毒剤として二酸化塩素または次亜塩素酸ナトリウムを使う場合に問題となる物質です。赤血球に障害を起すことがあり、発がん性については評価できる知見の報告はありません。	
22 クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	塩素処理の際に遊離塩素と水中の有機物が反応してできる消毒副生成物です。赤血球に障害を起すことがあり、発がん性については評価できる知見の報告はありません。	
23 クロロホルム	0.06mg/L 以下	クロロホルムは、浄水処理における塩素消毒によって生成するトリハロメタン成分の一つです。クロロホルムには強い麻酔作用があり、肝臓、腎臓、腎細尿管、心臓などに細胞毒として作用されます。また、動物実験によって腎腫瘍や肝臓などの発癌性が確認されています。	
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	クロロ酢酸に同じ。	

25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下	浄水処理過程で使われる消毒剤の塩素と水中のフミン質などの有機物質が反応して生成されるトリハロメタンの成分の一つです。生成量は原水中の臭素イオンに大きく影響されます。写真工業の排水や海水の影響を受けやすいところ、また塩分を含む地下水で臭素化トリハロメタンの濃度が高いです。	消毒副生成物
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	臭素酸は、塩素を入れる時に使う塩素剤に不純物として含まれています。発がんが高い物質です。	消毒副生成物
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	クロロホルム、ブromジクロロメタン、ジブromクロロメタン、ブromホルムの各濃度の合計を総トリハロメタン(TTHM)と呼びます。	
28	トリクロ酢酸	0.03mg/L 以下	クロロ酢酸に同じ。	
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L 以下	ジブromクロロメタンに同じ。	
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下	ジブromクロロメタンに同じ。	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	塩素処理の際に遊離塩素と有機物が反応してできる消毒副生成物です。	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	亜鉛は鉱山排水や工場排水などによる汚染が原因といわれています。水道水で高濃度の亜鉛が検出される場合は、そのほとんどが給水管などの亜鉛引き鋼管からの溶出によるものです。水道水に高濃度の亜鉛が含まれていると白濁して、いわゆる白水の原因となります。また5mg/L以上含まれると収れん味を呈します。毒性は比較的弱いのですが、高濃度の場合には腹痛、嘔吐、下痢などの中毒症状をもたらすことがあります。	着色
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	硫酸アルミニウム、ボリ塩化アルミニウムなどは、水道水の水処理剤として用いられています。濃度が高いと、白濁水の原因となります。	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	自然水中に含まれる鉄は、地質に起因するもののほか鉱山排水、工場排水などからの場合もあります。0.3mg/L以上溶解すると、水に色がつきはじめ赤水の原因となり、臭気や苦味を与えます(0.5mg/L)。鉄は栄養上、1人1日当たり約10mg以上必要とされています。	
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	電線、合金、貨幣、彫刻、メッキ、農薬など、多くの分野に用いられています。銅イオンを1.0mg/L以上含む水は金属味を帯び、着色(青色)を与えます。ヒトにとって銅は必須元素であり、成人の必要量は1日に約2mgとされています。	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	ナトリウムは海水、工場排水の混入、水処理時のカセイソーダによるpH調整などに由来することもあります。ナトリウムイオンは動物体内の生理に重要な役割を果たしています。ナトリウムと高血圧との関係はよく論じられますが、1日1.6～9.6gの摂取量では人の健康に何ら影響はないとみられています。	味
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	マンガンは地殻中に広く分布しています。また、炭水化物の代謝などに関与しています。一方、過剰摂取すると全身倦怠感、頭痛、不眠、言語不明瞭などの中毒症状を引き起こします。水道水中にマンガンの多いと、浄水に黒い色をつけるので好ましくありません。	着色
38	塩化物イオン	200mg/L 以下	自然水は常に多少の塩化物イオンを含んでいますが、これは地質に由来するもので、特に海岸地帯では海水や風送塩の影響によるものが大きいです。しかし、塩化物イオンは下水系、生活系および産業系などの各排水や、尿処理水などの混入によっても増加します。したがって、塩化物イオンは水質汚濁の指標の一つともなっています。多量の塩化物イオンは水に味をつけたり、鉄管などの腐食を促進する傾向があります。	味
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	硬度とはカルシウムイオンとマグネシウムイオンの合計量をいい、主として地質によるものです。硬度が高い場合は、しつこい味がし、石鹸の泡立ちを悪くします。低い場合は、淡白でくどくない味がします。地下水などは、滞留時間が長いほど硬度が高い傾向があります。	
40	蒸発残留物	500mg/L 以下	水を蒸発乾固したときに残る物質です。濁質のある水をそのまま蒸発乾固すれば、浮遊物質と溶解性物質との総和となります。	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	工場排水、家庭下水などの混入に由来し、水中に存在すると泡立ちの原因となり、汚濁の重要な指標です。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	2-メチルイソボルネオール、ジェオスミンは、湖沼、貯水池及び汚濁の進行した流れの緩やかな河川で繁殖する藍藻類、放線菌等により産生されることが知られています。2-メチルイソボルネオールは通常カビ臭を呈しますが土臭、墨汁臭となることもあります。ジェオスミンも通常はカビ臭を呈しますが、土臭となることもあります。	カビ臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下		発泡
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	非イオン界面活性剤は、陰イオン界面活性剤と同様に合成洗剤の主要な成分です。水中に多く存在すると泡立ちの原因となり、汚濁の重要な指標です。水質基準値は、泡が発生しない量として設定されています。	
45	フェノール類	0.005mg/L 以下	化学工場排水、ガス製造工場排水などに含まれています。フェノール類が含まれていると水の塩素処理過程でクロロフェノール類が生成し、水に著しい異臭味を与えるので、厳しい排水基準が示されています。	臭気
46	有機物(TOC)	3mg/L 以下	有機物は従来、過マンガン酸カリウム消費量として評価していましたが、過マンガン酸カリウム消費量における有機物の量は、一部の無機物も含むため正確に把握できないことから、平成16年の水質基準改定により全有機炭素(TOC)の量に変更されました。	味
47	pH値	5.8以上8.6以下	pH7は中性、pH7より値が小さくなるほど酸性が強くなり、値が大きくなるほどアルカリ性が強くなります。水の基本的な指標の一つです。浄水処理効果、管路の腐食などに関係する重要な因子です。	基礎的性状
48	味	異常でないこと	水の味は、水に溶解する物質の種類・濃度によって感じ方が異なります。味の原因には、下水、工場排水等による汚染、生物や細菌類の繁殖、また、海岸地帯では海水の影響をうけ塩味を感じることもあります。異常な味は不快感を与えるので飲用には適しません。	
49	臭気	異常でないこと	水の臭気は水に溶解している種々の物質が原因となります。水道において問題となる臭気物質は、藻類や放線菌等の生物に起因するカビ臭物質、フェノールなどの有機化合物が主な原因物質です。異常な臭気は不快感を与えるので飲用には適しません。	
50	色度	5度以下	水についている色の程度を示すものです。水道水においては配管等からの鉄の溶出などによって色度が高くなる場合があります。	
51	濁度	2度以下	水の濁りの程度です。水道において、原水濁度は浄水処理に大きな影響を与え、浄水管理上の指標となります。また、給水栓中の濁りは、給・配水施設や管の異常を示すものとして重要です。	

※水質基準項目は、平成27年4月1日現在のもの



「別紙2」

平成30年度 水質検査予定表

(平成30年4月1日から平成31年3月31日)

検査	浄水	水源	水源	水源	水源	水源	保菌検査
	6丁目	高室	湖南	池第1	池第2	池第3	
4/3 (火)	⑨⑫蒸As硝						
5/8 (火)	⑨	★嫌					
6/5 (火)	⑨						7人
7/3 (火)	⑨⑫蒸As		★嫌				
8/7 (火)	⑨						
9/4 (火)	⑨			★嫌			
10/2 (火)	⑨⑫蒸As						
11/6 (火)	⑨				★嫌		
12/4 (火)	⑨						7人
1/8 (火)	⑨⑫蒸As					★嫌	
2/5 (火)	⑨						
3/5 (火)	⑨						

上記記号の説明

- ⑨：省略不可能9項目
- ⑫：消毒剤及び消毒副生成物12項目
- 蒸：蒸発残留物
- 硝：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- As：ヒ素及びその化合物
- ★：原水全項目
- 嫌：嫌気性芽胞菌

浄水水質 (大室高原6丁目配管末)	検査頻度	基準値	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	H26～H28最大値 (過去3ヵ年)	検査回数の減	基準値の1/5	最大値との比較	基準値の1/10	最大値との比較	計画検査頻度	
1 一般細菌	毎月	100 個mg/L以下	0 個mg/L	0 個mg/L	0 個mg/L	0 個mg/L	5 個mg/L	0 個mg/L	不可					毎月	
2 大腸菌	毎月	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不可					毎月	
3 カドミウム及びその化合物	1回 / 4月	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L未満	0.0003 mg/L未満	0.0003 mg/L未満	0.0003 mg/L未満	0.0003 mg/L未満	0.0003 mg/L未満	過去3年の基準の1/5以下は年1回、1/10以下は3年1回	0.0006 mg/L	○	0.0003 mg/L	○	1回 / 3年	
4 水銀及びその化合物	1回 / 4月	0.0005 mg/L以下	—	0.0001 mg/L未満	—	—	0.0001 mg/L未満	0.0001 mg/L未満		0.0001 mg/L	○	○	0.00005 mg/L	○	1回 / 3年
5 セレン及びその化合物	1回 / 4月	0.01 mg/L以下	—	0.001 mg/L未満	—	—	0.000 mg/L未満	0.001 mg/L未満		0.002 mg/L	○	○	0.001 mg/L	○	1回 / 3年
6 鉛及びその化合物	1回 / 4月	0.01 mg/L以下	—	0.001 mg/L未満	—	—	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満		0.002 mg/L	○	○	0.001 mg/L	○	1回 / 3年
7 ヒ素及びその化合物	1回 / 4月	0.01 mg/L以下	—	0.001 mg/L未満	—	—	0.003 mg/L	0.003 mg/L		0.002 mg/L	×	○	0.001 mg/L	×	1回 / 3ヶ月
8 六価クロム化合物	1回 / 4月	0.05 mg/L以下	—	0.005 mg/L未満	—	—	0.005 mg/L未満	0.005 mg/L未満		0.01 mg/L	○	○	0.01 mg/L	○	1回 / 3年
9 亜硝酸態窒素	1回 / 4月	0.04 mg/L以下	※H26・4月より新規検査項目		0.004 mg/L未満	0.004 mg/L未満	0.004 mg/L未満	0.004 mg/L未満		0.008 mg/L	○	○	0.004 mg/L	○	1回 / 3年
10 シアン化合物及び塩化シアン	1回 / 3ヶ月	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満		0.008 mg/L	○	○	0.004 mg/L	○	1回 / 3年
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回 / 4月	10 mg/L以下	1.2 mg/L	1.7 mg/L	1.4 mg/L	1.7 mg/L	1.2 mg/L	1.7 mg/L		過去3年の基準の1/5以下は年1回、1/10以下は3年1回	2 mg/L	○	1 mg/L	×	1回 / 1年
12 フッ素及びその化合物	1回 / 4月	0.8 mg/L以下	—	0.08 mg/L未満	—	—	0.08 mg/L未満	0.08 mg/L未満	0.16 mg/L		○	○	0.08 mg/L	○	1回 / 3年
13 ホウ素及びその化合物	1回 / 4月	1.0 mg/L以下	—	0.1 mg/L未満	—	—	0.1 mg/L未満	0.1 mg/L未満	0.2 mg/L		○	○	0.1 mg/L	○	1回 / 3年
14 四塩化炭素	1回 / 4月	0.002 mg/L以下	—	0.0002 mg/L未満	—	—	0.0002 mg/L未満	0.0002 mg/L未満	0.0004 mg/L		○	○	0.0002 mg/L	○	1回 / 3年
15 1,4-ジオキサン	1回 / 4月	0.05 mg/L以下	—	0.01 mg/L未満	—	—	0.01 mg/L未満	0.01 mg/L未満	0.01 mg/L		○	○	0.005 mg/L	○	1回 / 3年
16 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回 / 4月	0.04 mg/L以下	※H24より基準値1		0.004 mg/L未満	—	—	0.004 mg/L未満	0.008 mg/L		○	○	0.004 mg/L	○	1回 / 3年
17 ジクロロメタン	1回 / 4月	0.02 mg/L以下	—	0.002 mg/L未満	—	—	0.002 mg/L未満	0.002 mg/L未満	0.004 mg/L		○	○	0.002 mg/L	○	1回 / 3年
18 テトラクロロエチレン	1回 / 4月	0.01 mg/L以下	—	0.0005 mg/L未満	—	—	0.0005 mg/L未満	0.0005 mg/L未満	0.002 mg/L		○	○	0.001 mg/L	○	1回 / 3年
19 トリクロロエチレン	1回 / 4月	0.01 mg/L以下	—	0.001 mg/L未満	—	—	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.002 mg/L		○	○	0.001 mg/L	○	1回 / 3年
20 ベンゼン	1回 / 4月	0.01 mg/L以下	—	0.001 mg/L未満	—	—	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.002 mg/L	○	○	0.001 mg/L	○	1回 / 3年	
21 塩素酸	1回 / 3ヶ月	0.6 mg/L以下	0.06 mg/L未満	0.06 mg/L未満	0.06 mg/L未満	0.06 mg/L未満	0.06 mg/L未満	0.06 mg/L未満	不可					1回 / 3ヶ月	
22 クロロ酢酸	1回 / 3ヶ月	0.01 mg/L以下	0.002 mg/L未満	0.002 mg/L未満	0.002 mg/L未満	0.002 mg/L未満	0.002 mg/L未満	0.002 mg/L未満							1回 / 3ヶ月
23 クロロホルム	1回 / 3ヶ月	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満							1回 / 3ヶ月
24 ジクロロ酢酸	1回 / 3ヶ月	0.03 mg/L以下	0.004 mg/L未満	0.004 mg/L未満	0.004 mg/L未満	0.003 mg/L未満	0.003 mg/L未満	0.003 mg/L未満							1回 / 3ヶ月
25 ジブロモクロロメタン	1回 / 3ヶ月	0.1 mg/L以下	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満							1回 / 3ヶ月
26 臭素酸	1回 / 3ヶ月	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満							1回 / 3ヶ月
27 総トリハロメタン	1回 / 3ヶ月	0.1 mg/L以下	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満							1回 / 3ヶ月
28 トリクロロ酢酸	1回 / 3ヶ月	0.03 mg/L以下	0.02 mg/L未満	0.02 mg/L未満	0.02 mg/L未満	0.003 mg/L未満	0.003 mg/L未満	0.02 mg/L未満							1回 / 3ヶ月
29 ブロモジクロロメタン	1回 / 3ヶ月	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満							1回 / 3ヶ月
30 ブロモホルム	1回 / 3ヶ月	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満						1回 / 3ヶ月	
31 ホルムアルデヒド	1回 / 3ヶ月	0.01 mg/L以下	0.008 mg/L未満	0.008 mg/L未満	0.008 mg/L未満	0.008 mg/L未満	0.008 mg/L未満	0.008 mg/L未満						1回 / 3ヶ月	
32 亜鉛及びその化合物	1回 / 4月	0.01 mg/L以下	—	0.01 mg/L未満	—	—	0.01 mg/L未満	0.01 mg/L未満	過去3年の基準の1/5以下は年1回、1/10以下は3年1回	0.2 mg/L	○	0.001 mg/L	○	1回 / 3年	
33 アルミニウム及びその化合物	1回 / 4月	0.2 mg/L以下	—	0.01 mg/L未満	—	—	0.01 mg/L未満	0.01 mg/L未満		0.04 mg/L	○	○	0.02 mg/L	○	1回 / 3年
34 鉄及びその化合物	1回 / 4月	0.3 mg/L以下	—	0.01 mg/L未満	—	—	0.01 mg/L未満	0.01 mg/L未満		0.06 mg/L	○	○	0.03 mg/L	○	1回 / 3年
35 銅及びその化合物	1回 / 4月	1.0 mg/L以下	—	0.01 mg/L未満	—	—	0.01 mg/L未満	0.01 mg/L未満		0.2 mg/L	○	○	0.1 mg/L	○	1回 / 3年
36 ナトリウム及びその化合物	1回 / 4月	200 mg/L以下	—	7 mg/L	—	—	7 mg/L	7 mg/L		40 mg/L	○	○	20 mg/L	○	1回 / 3年
37 マンガン及びその化合物	1回 / 4月	0.05 mg/L以下	—	0.005 mg/L未満	—	—	0.005 mg/L未満	0.005 mg/L未満	0.01 mg/L	○	○	0.005 mg/L	○	1回 / 3年	
38 塩化物イオン	毎月	200 mg/L以下	7.2 mg/L	7.6 mg/L	7.5 mg/L	7.1 mg/L	7.8 mg/L	7.6 mg/L	不可		○			毎月	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回 / 4月	300 mg/L以下	—	25.4 mg/L	—	—	28.9 mg/L	25.4 mg/L				○			毎月
40 蒸発残留物	1回 / 4月	500 mg/L以下	74 mg/L	101 mg/L	74 mg/L	84 mg/L	98 mg/L	101 mg/L	過去3年の基準の1/5以下は年1回、1/10以下は3年1回	60 mg/L	○	30 mg/L	○	1回 / 3年	
41 陰イオン界面活性剤	1回 / 4月	0.2 mg/L以下	—	0.02 mg/L	—	—	0.02 mg/L未満	0.02 mg/L		100 mg/L	×	×	50 mg/L	×	1回 / 3ヶ月
42 ジェオスミン	発生予想期	0.00001 mg/L以下	—	0.000001 mg/L未満	—	—	0.000001 mg/L未満	0.000001 mg/L未満		0.04 mg/L	○	○	0.02 mg/L	○	1回 / 3年
43 2-メチルインボルネオール	発生予想期	0.00001 mg/L以下	—	0.000001 mg/L未満	—	—	0.000001 mg/L未満	0.000001 mg/L未満		0.000002 mg/L	○	○	0.000001 mg/L	○	1回 / 3年
44 非イオン界面活性剤	1回 / 4月	0.02 mg/L以下	—	0.005 mg/L未満	—	—	0.005 mg/L未満	0.005 mg/L未満		0.004 mg/L	○	○	0.000001 mg/L	○	1回 / 3年
45 フェノール類	1回 / 4月	0.005 mg/L以下	—	0.0005 mg/L未満	—	—	0.0005 mg/L未満	0.0005 mg/L未満	0.001 mg/L	○	○	0.0005 mg/L	○	1回 / 3年	
46 有機物(全有機炭素<TOC>量)	毎月	3 mg/L以下	0.3 mg/L未満	0.3 mg/L未満	0.3 mg/L未満	0.3 mg/L未満	0.3 mg/L未満	0.3 mg/L未満	0.6 mg/L	○	○	0.3 mg/L	○	毎月	
47 pH値	毎月	5.8～8.6	7.8	7.6	7.8	7.1	7.8	7.8						毎月	
48 味	毎月	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし						毎月	
49 臭気	毎月	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし						毎月	
50 色度	毎月	5 度以下	1 度未満	1 度未満	1 度未満	1 度未満	1 度未満	1 度未満						毎月	
51 濁度	毎月	2 度以下	0.1 度未満	0.1 度未満	0.1 度未満	0.1 度未満	0.2 度未満	0.1 度未満						毎月	
遊離残留塩素	毎月	0.1 mg/L以上	0.20 mg/L	0.20 mg/L	0.20 mg/L	0.20 mg/L	0.12 mg/L	0.20 mg/L						毎月	
色	毎日	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし						毎日	
濁り	毎日	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし						毎日	
残留塩素測定	毎日		0.12 mg/L	0.14 mg/L	0.13 mg/L	0.11 mg/L	0.11 mg/L							毎日	
平均温度	毎日		16.9 ℃	18.0 ℃	16.7 ℃	18.5 ℃	18.2 ℃							毎日	
水温	毎月		15.5 ℃	16.6 ℃	14.5 ℃	16.0 ℃	16.3 ℃							毎月	

※1 黄色網掛け項目は省略不可項目であり、定められた規則により規定回数行います。  
 ※2 水色網掛け項目は巻末の各採水場所を適宜に変えて自社の係員が毎日検査を行います。

シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 0.04mg/L以下 ※H24・4月より検査項目変更  
 亜硝酸態窒素 0.04mg/L以下 ※H26・4より新規検査項目追加  
 ジクロロ酢酸 0.04mg/L以下→0.03mg/L以下 ※H27・4より基準値変更  
 トリクロロ酢酸 0.2mg/L以下→0.03mg/L以下 ※H27・4より基準値変更